

マルチローター式小型無人機（ドローン） 農薬散布の暫定基準化がすすむ

現在、農薬の散布等に利用する産業用無人ヘリコプターは平成26年度の散布実績では105万ha超、機体数で2655台、オペレーター認定数は1万1810人の規模となっており日本の農業でもはや欠かせない存在となっているのはよく知られているところだ。一方、当紙466号でも紹介したが産業用ヘリコプターと違う分野でマルチローター（通称ドローン）は機体の安さや手軽さから低コストで山間地や小面積での農作業向けに期待されるところだが、使用例はまだまだわずかだ。首相官邸に落下した事件をきっかけに世論は高まり、航空法の改正や農業分野におけるマルチローターの有効活用化を視野に入れ安全性を重視した基準作りについて議論が重ねられ、水稲の作付が本格化される5月以降の使用まで間に合わせるべく急ピッチで暫定運行基準の検討がなされてきた。

3月9日における農水省・国交省・一般社団法人農林水産航空協会の説明会では、無人航空機の規制、航空法改正の内容、農林水産分野に対する規制の内容、農薬散布における安全対策、運行基準策定、機体関係基準、オペレーター関係基準、飛行方法基準、産業用無人ヘリコプターとは異なる無人航空機利用指導指針等の見直しについて報告があった。基本として産業用無人ヘリコプターのガイドラインを踏襲するようだが、マルチローターの機能に合わせたオリジナルガイドラインが策定される事となっている。産業用ヘリと異なる点は機体の大きさが異なる（産業用ヘリコプターは積載時の総重量が100kg程度であるがマルチローターは25kg前後のものが多い）ため離陸・上昇機能、水平飛行機能、ホバリング機能、下降・着陸については独自の基準となる。また、勝手な装備品の改造機体は認めない等、規制をかけて安全性を担保していく見通しだ。耐久性についても製造者責任があり耐久年数保証、機体の整備等アフターケアできるメーカーのものを認可する等、安全・品質を第一に考えたガイドラインが策定される。

説明会では無許可での使用罰則規定や粒状肥料の散布について傍聴者から質問がなされた。罰則規定については農薬取締法、食品衛生法の罰則規定が該当すること、粒状肥料についてはまだ散布可能な機体の開発ができておらず、今回の暫定基準の想定外になるとのことだ。しかし、今後安全に飛行し散布出来る機体の開発が進めば、更なる改定に向けて柔軟に対応されるとのこと。粒状肥料も森林内の山間地内施肥や法面や斜面の果樹園の施肥、労力がかかる段々畑や田んぼでの施肥（追肥）作業でニーズがあることは間違いなく、それに適した機体の開発が望まれる。また、マルチローターが農地の上で活躍する前に許可を下す指導教官の認可や育成、指導員の確保、研修体制等の整備はまだまだ十分ではないようだ。費用面については産業用無人ヘリの場合、オペレーター資格取得までに2週間の講習と約50万円の受講費用がかかる。産業用無人ヘリの場合は機体だけで約1千万円、維持費は年間1百万円かかり個人経営者ではなかなか手の出ない高価なものとなっているが、マルチローターの場合は機体で2百万円程度のもので販売されており、機動力は劣るものの機体コストだけ見れば産業用無人ヘリの五分の1程度となり、個人への普及も期待出来る。



我こそは日本一！飼料用米多収コンテスト開催

一般社団法人日本飼料用米振興協会と農水省は飼料用米生産農家の生産技術の向上を目指して、多収を実現している先進的で他の模範となる経営体を表彰、その成果を広く紹介する「飼料用米多収日本一」を開催する。成績優秀者には農林水産大臣賞が授与される。参加資格として平成28年産の飼料用米の生産が1ha以上、多収品種が導入（県知事特認品種も可）されており、生産コスト低減等に取り組む生産者が対象となっている。参加者の応募は既に始まっており、締切は6月30日となっている。まさに1949年から22年続いた新聞社主催の米作日本一の再来と思わせるような生産意欲を湧き立てる企画だ。

水田のフル活用を目標とした過剰作付による主食用米の転作奨励、飼料用原料の安定供給のため全国的に取り組める切り札として生産者の意欲を継続向上させるべく交付金も手厚くなっている。今年度より地域の平均反収ベースで試算された交付金に調整機能として作況指数が導入され、反収を上げた生産者の努力がより報われるよう配慮されている。昨年度は東京都以外の道府県で飼料用米の生産が行われ、平成20年の飼料用米生産実績は1,410ha、8千トン程度であったものが昨年の

生産実績は79,766ha、42万1,077トンにまで拡大している。水稲作付面積は昭和44年度の317.3万haをピークに全国の耕作面積は右肩下がりであったが、平成20年度より164万ha前後で推移しており下げ止まっている感を受ける。減反対象田の転作作物とすれば今までは麦類や豆類、ソバといった作物が国の主導で推進されてきた。元々水田であった所に畑作物である前述した作物を栽培することは容易ではなく、全国展開となるような栽培条件ではないことが転作作物栽培面積の伸び悩みの数字から読み取れる。その中で、無理せず既存の農機具を利用出来、水稲を栽培、且つ収入も見通せる飼料用米は生産者にとっても栽培メリットがあり、米価の低迷が続いた近年において大幅増加したことも頷ける。また、主食用米の超過作付も生産数量目標の配分を開始して以来初めて解消された。この10年のうちに国内でこれだけの作付が拡大した作物はなく、政策が功を奏していると言えよう。因みに、20年以上続いた米作日本一事業では全刈り収量での精玄米重収量1トン超えを達成した猛者は3名のみ（最高反収は1052kg）となっている。近年では多収穫専用品種として1トン超えが出来る品種もあるのだが、今回の資格要件として生産コスト低減等も条件となっており施肥量を増やすだけでは栄冠を勝ち取ることは出来ないようだ。さて、栄えある第1回目の農林水産大臣賞を獲得するツワモノはいったい誰なのか！？栽培技術も含めて気になるところでこの秋が楽しみとなった。



飼料用米多収コンテストを開催します。

飼料用米生産農家の生産技術の向上を目指し、多収を実現している先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する「飼料用米多収日本一」を開催します。

■ 参加できる方

- 平成28年産の飼料用米の生産を
- ・多収品種（知事特認含む）で取り組む方
 - ・生産面積がおおむね1ha以上で取り組む方
 - ・生産コスト低減等に取り組む方

■ 開催スケジュール

- ・5月2日 応募開始
- ・6月30日 応募締切
- ・1月末 確定収量の報告
- ・翌2月 審査
- ・翌3月 表彰式（東京都内）



■ 褒賞

- 成績優秀者には、以下の賞が授与されます。
- ・農林水産大臣賞
 - ・政策統括官賞
 - ・全国農業協同組合中央会会長賞
 - ・全国農業協同組合連合会会長賞
 - ・協同組合日本飼料工業会会長賞
 - ・日本農業新聞賞

■ 応募先及びお問い合わせ窓口

- 各ブロック事務局へ御相談下さい。
(次ページをご覧ください。)

【主催】（一社）日本飼料用米振興協会、農林水産省
【後援】J A全中、J A全農、協同組合日本飼料工業会

大型連休も終わり、沖縄奄美地方もいよいよ梅雨入りしましたね。5月は連休がありましたので、合併号とさせて頂きました。次回発行は6/8の予定です。ご了承ください。

編集事務局：南部、助川

電話：03-5275-5511/E-mail：macjournal@mcagri.co.jp URL http://www.mcagri.jp